

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。